

平成25年度補正
エネルギー使用合理化事業者支援事業

公募要領

平成26年2月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当法人の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、当法人としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、当法人の補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 補助金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- 2 当法人から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当法人として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。併せて、当法人から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目 次

1 事業の内容		
1.1	事業の概要	5
1.2	補助対象事業	5
1.3	補助対象設備	6
1.4	補助対象経費	6
1.5	補助対象事業者及び申請単位 (1) 単独実施 (2) 共同実施	7
1.6	補助率及び補助金限度額	7
1.7	事業期間 (1) 事業開始日 (2) 事業完了日	8
1.8	その他の事業 (1) 連携事業 (2) 複数年度事業	8～9
補足①	省エネルギー効果について	10～11
補足②	共同実施について	12
2 事業の実施		
2.1	スケジュール	15
2.2	公募 (1) 事業の公募について (2) 公募期間について (3) 公募予算額について (4) 交付申請について (5) その他	16
2.3	審査及び交付決定 (1) 審査について (2) 交付決定について	17
2.4	補助事業の開始～完了 (1) 補助事業の開始について (2) 補助事業の計画変更等について (3) 中間検査等 (4) 補助事業の完了について	18
2.5	実績報告～補助金の支払い (1) 実績報告及び補助金額の確定について (2) 補助金の支払いについて	18～19
2.6	「補助金の支払い」以降 (1) 財産等の管理について (2) 省エネ量の成果報告について (3) 補助金の返還、取消、罰則等について	19
2.7	事業実施スキーム	19
補足③	中小企業の定義について	20
3 申請方法		
3.1	申請方法	23
3.2	提出書類一覧	24
3.3	書類提出と締切	25
3.4	提出先	25
3.5	提出書類チェックリスト	26
4	申請書類の様式・入力例 (全ての申請において必要な書類)	29～
5	添付資料の例	45～
6 その他		
6.1	日本標準産業分類	49
7	エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規定 (抜粋)	51～

1. 事業の内容

今回の公募は、平成25年12月5日に政府において閣議決定をされた「好循環実現のための経済対策」に基づき措置された平成25年度補正予算によるものである。「好循環実現のための経済対策」の基本方針においては、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和するため、平成26年度前半に需要が発現する施策に重点化する旨等が取りまとめられており、本公募の実施は、この方針に基づくものである。

1.1 事業の概要

産業分野においては、これまで、省エネルギー設備投資の推進、エネルギー管理の適正化等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成しているところだが、産業部門のエネルギー消費全体に占める割合は依然として最大であること、加えて運輸部門、業務部門におけるエネルギー消費の伸びが著しいことから、こうした分野において国を挙げてのエネルギー管理の強化、省エネルギーに資する技術、設備の導入等により、更なる省エネルギーの推進が喫緊の課題となっている。

本事業はかかる状況を踏まえ、事業者が計画した省エネルギーへの取組みのうち、「技術の先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費について支援することを目的とする。

1.2 補助対象事業

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)は、既設の工場・事業場等における先端的な省エネルギー設備※の導入であって、「技術の先端性」、「省エネルギー効果」、「費用対効果」を踏まえて政策的意義が高いと認められ、交付規程及び以下の要件を満たす事業に対して国庫補助金(経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金)の交付を行う。

※先端的な省エネルギー設備とは、市場に普及しきっておらず、一定のリスクが残っており、一定の費用(投資)回収期間が必要なもの。

○補助対象事業

工場・事業場等※における、既設設備・システムの置き換え等による省エネルギー率が1%以上、または省エネルギー量が500kl(原油換算)以上の省エネルギー事業(原則単年度)を対象とする。

※ ・「工場・事業場等」とは、省エネ法の工場・事業場及びエネルギー管理を一体となっていて行っていると判断できる単位のことをいう。

・新設とみなされる工場・事業場等への設備の導入は対象外とする。但し、既設の工場・事業場等を廃止して工場・事業場等を新設する場合の設備の導入は、既設設備の置き換えとなるため補助対象とする。

⇒省エネルギー計算の詳細は「補足① 省エネルギー効果について」を参照(P.10～11)

1.3 補助対象設備

- ①既設設備・システムの置き換え等を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であり、これにより、工場・事業場等における省エネルギー率が1%以上、または省エネルギー量が500kl(原油換算)以上が確保される設備であること。なお、導入する設備や機器の能力・出力が、置き換える使用中の既設設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

※オプション等で直接省エネに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用の工夫等による省エネで、設備・システム自体の高効率化ではない事業等は、原則、対象外。

※既設設備・システムの置き換え等を行った場合に、その設備のエネルギーの使用量を計測する機器(積算電力量計・流量計等)及びエネルギーマネジメントシステム(EMS)は、補助対象設備に関連する設備とし、補助対象とすることができる。(対象・対象外設備の計測が混在する設備は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。)

- ②原則として、導入する設備が兼用設備および将来用設備、予備設備等でないこと。
 ③償却資産登録される設備であること。(固定資産等として登録される設備)
 ④安全上の基準等を満たしている設備であること。
 ⑤エネルギー消費を抑制する機能以外に新たな機能が発生する設備でないこと。
 ⑥「廃棄エネルギー(蒸気・熱等)」の再利用による省エネルギー事業の場合、現在工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーの再利用によって省エネルギーを実現する設備であること。

1.4 補助対象経費

以下の区分ごとに補助対象経費を算出する。

補助対象経費	
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む。)又は据付等に要する経費(ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く)。
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
諸経費	補助事業を行うために直接必要なその他経費(工事負担金、管理費(職員旅費、会議費等))等。

※個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物(設計図書等)が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。

※工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。

※既設設備の撤去・移設費は補助対象外。

※消費税は補助対象外。

※本補助金と国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の併用はできない。

※本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)の併用はできない。

詳しくは、資源エネルギー庁ホームページを参照。

<http://www.enecho.meti.go.jp/greensite/green/index.html>

1.5 補助対象事業者及び申請単位

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。

※個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写しもしくは税理士・会計士等による申告内容が事実と相違無いことの証明（任意様式）を提出のこと。

(1) 単独実施

エネルギーを使用し事業を行っているものであって、その使用量を削減する為の設備を設置・所有しようとする事業者を申請者とする。

申請単位は、当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等とする。

(2) 共同実施

以下のいずれかの場合には、複数の者の共同実施事業として取り扱う。

- ①申請対象の設備等を設置する工場・事業場等の所有者と当該設備等の所有者またはエネルギー使用者が異なる場合。
- ②当該設備等の設置により発生する余剰エネルギーを特定の他事業者へ供給する場合において複数の者が共同して事業を実施する場合。

共同実施は、関係事業者全員を申請者とし、申請単位は、当該事業に関係する全ての対象工場・事業場等を一括することとする。

※余剰エネルギーとは、現状廃棄しているエネルギーまたは物質を回収、変換すること等により得られるエネルギーまたは、エネルギー効率改善の範囲内で発生するエネルギーを指す。

⇒詳細は「補足② 共同実施について」を参照(P.12)

※工場・事業場等、敷地内に併設されている業務用ビルについては、原則、工場・事業場等の単位で申請すること。

※工場・事業場等の外にエネルギー供給する場合は、供給先が特定されていること。

1.6 補助率及び補助金限度額

補助対象経費の1/3以内 1事業当たり補助金の上限は50億円/年度

（補助金100万円未満（補助対象経費300万円未満）は対象外）

※ただし、応募状況により、公募予算額を超える場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合があることをあらかじめ了承のこと。

1.7 事業期間**(1)事業開始日**

SIIの交付決定日を事業開始日とする。

※発注は交付決定日以降に実施する必要がある。

ただし、それに関する3者以上の見積依頼・競争入札については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

⇒詳細はSIIホームページに掲載されている「交付申請書作成の手引き」を参照

(2)事業完了日

事業に関わる全ての支払いが完了する日を事業完了日とする。

※原則、平成27年1月30日までに事業に関わる全ての支払いを完了すること。

※申請時の事業完了日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

⇒詳細は「2. 事業の実施」を参照(P. 15～)

1.8 その他の事業**(1)連携事業**

①複数事業者間のエネルギー需給バランスを最適にするために、複数事業者による複数の既設の工場・事業場等におけるエネルギー等の相互融通により省エネルギーを行う先端的設備を導入する事業を連携事業とする。(単独事業者では有効に利用できないエネルギーを連携により有効に利用する事業)

※複数事業者とは、経営主体の異なる複数の事業者とする。但し、共同出資等により設立され、特定された複数の供給先を持つ営利を目的としないエネルギー供給会社は複数事業者と見なす。

※エネルギー等の相互融通を行う場合は専用の設備で行うこととする。

※余剰エネルギー等を特定の供給先へ供給する事業(1.5(2)「共同実施」②の場合)は、連携事業ではなく共同実施となるので留意すること。

②補助率は、補助対象経費の1/2以内、1事業当たり補助金の上限は50億円/年度とする。
(補助金100万円未満(補助対象経費200万円未満)は対象外)

※補助率1/2以内となる補助対象設備は、連携による省エネ効果が発現する設備のみとする。それ以外は補助率1/3以内とする。

③設備の設置・所有者に関わらず、当該事業に関係する連携事業者全員を申請者とする。
申請に当たり事業管理者(事業全体の管理者)を選定する。

④申請単位は、当該事業に関係する全ての工場・事業場等とし、連携事業各社の設備に対する持分を明記すること。

※連携事業においては、連携する工場・事業場等それぞれの省エネルギー効果および連携する工場・事業場等全体での省エネルギー効果を明記すること。

※一部の工場・事業場等で増エネルギーとなる設備設置であっても、その導入により連携する工場・事業場等全体で省エネルギーになっていればよい。

(2) 複数年度事業

《複数年度事業にあたっての注意点》

- ・ 本事業は、原則単年度に完了する省エネルギー事業を対象としている。

しかし、事業規模が大きく(原則として補助対象経費が1.5億円以上の事業。1.5億円未満の事業については個別に判断する。)1年での実施が困難な事業であって、年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができる。この場合、2年目以降の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度補助金の申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。

また、補助金申請年度の公募予算額を超える場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)場合がある。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続すること。

なお、本公募においては、経済対策としての政策的意義の観点から『単年度で完了する省エネルギー事業』を優先的に採択する。

- ・ 2年度目以降に事業を取りやめた場合(事業廃止)は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。
- ・ 各年度間の事業完了から次年度の交付決定までの期間は事業に着手できないので、その点に留意して事業を計画すること。

①毎年度交付申請を行い、事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(今年度の計画書)を提出すること。

②事業計画書において、複数年度に跨る継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにすること(各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する)。補助金の総額については当該事業計画書に記載された総額を超えることはできない。

また、前年度の実施未達の工事を翌年度に繰り越す場合は、その工事は補助対象外とする。

③実施計画書は事業計画書に対応したものであること。実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること(計画から外れた実績は補助対象外となる)。

④各年度に、補助金額が100万円以上の申請であること。

⑤各年度の事業完了は原則1月31日までとする。

※各年度事業実施分の前払い等を行う場合は、各年度事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目毎にその金額相当の成果品(設計図書、設備機器購入、工事実績)があること(材料の購入のみは不可)。

補足① 省エネルギー効果について

- 計画省エネルギー量(申請時の省エネルギー量(kl))は**必達**のこと。

※計画省エネルギー量は、裕度(安全率)を考慮し実態に応じた計算とすること。

例えば、最大1000klの省エネが出来る計算で、運用実態や計算誤差を考慮し、10%の安全率を加味するのであれば、900klとする。
1000kl±10%のような記載はしないこと。

※実績報告時に行う省エネ効果の報告は、原則として1か月程度の実績データにより算出し、未達の場合は、補助金の支払いができない場合がある。

※事業完了から1年後の省エネ実績報告時に省エネ実績が未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。

- 計画省エネルギー率は、申請単位で消費する全エネルギーに対する割合で示すこと。
- 計画省エネルギー量は、年間量で示すこと。(事業完了時に直ちに効果が発生しないもの、法定耐用年数期間継続して効果が発生しないものは含めないこと。)また、他の省エネルギー事業の省エネルギー効果を含めないこと。
- エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算(「原油換算係数表」参照)する。
- 省エネ効果については、置き換え対象設備および工場・事業場等全体の平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)のエネルギー使用量の実績データにより算出すること。エネルギー管理指定工場は、平成24年度の定期報告書を使用してもよい。
- 省エネ効果の算出に使用した置き換え対象設備の実績データの確証を申請時に添付すること。
- 燃料代替の場合、省エネ効果に見合う代替燃料の入手量の確証として購入契約書等を添付すること。

原油換算係数表(燃料)		
(省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行)の第4条第1項)		
発熱量10(GJ)=原油換算量0.258(kl)		
燃料名・量		発熱量(GJ)
原油	1kl	38. 2
原油のうちコンデンセート	1kl	35. 3
揮発油	1kl	34. 6
ナフサ	1kl	33. 6
ジェット燃料油	1kl	36. 7
灯油	1kl	36. 7
軽油	1kl	37. 7
A重油	1kl	39. 1
B・C重油	1kl	41. 9
石油アスファルト	1トン	40. 9
石油コークス	1トン	29. 9
液化石油ガス(LPG)	1トン	50. 8
石油系炭化水素ガス	千m ³	44. 9
液化天然ガス(LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。)	1トン	54. 6
その他可燃性天然ガス	千m ³	43. 5
原料炭	1トン	29. 0
一般炭	1トン	25. 7
無煙炭	1トン	26. 9
石炭コークス	1トン	29. 4
コールタール	1トン	37. 3
コークス炉ガス	千m ³	21. 1
高炉ガス	千m ³	3. 41
転炉ガス	千m ³	8. 41
都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。		

原油換算係数表(熱) (省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行)の第4条第2項) 発熱量10(GJ)=原油換算量0.258(kl)		
熱の種類・量		発熱量(GJ)
産業用蒸気	1GJ	1.02
産業用以外の蒸気	1GJ	1.36
温水	1GJ	1.36
冷水	1GJ	1.36

原油換算係数表(電気) (省エネ法施行規則(平成22年4月1日施行改正)の第4条第3項) 発熱量10(GJ)=原油換算量0.258(kl)		
電気の量		発熱量(GJ)
一般電気事業者から昼間買電	1千kWh	9.97
一般電気事業者から夜間買電	1千kWh	9.28
上記以外の買電	1千kWh	9.76

※エネルギー使用量は熱量換算し、その合計を原油換算する。

※省エネルギー率、省エネルギー量、エネルギー原単位については、実施計画書2-4に基づいて算出すること。

⇒詳細はSIIホームページに掲載されている

「交付申請書作成の手引き 別冊(省エネルギー計算について)」を参照

補足② 共同実施について**(1)ESCOを利用する場合**

- ・ESCO事業を利用する場合は、設置事業者との共同申請とし、ESCO事業者は1申請について1社とする。
- ・シェアード・セイビングス契約に限る。
- ・省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とする。
- ・ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。

(2)リースを利用する場合

- ・リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、リース会社は1申請について1社とする
- ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- ・同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。

(3)商業用ビル等の場合

- ・補助事業者が建築物の所有者の場合は、所有者全員の申請とする。但し、店子が存在する場合は店子が設備を適切に使用することを確認し、店子との契約書等の写しを提出するものとする。
- ・補助事業者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。※「設備設置承諾書」参照(P.45～46)
- ・補助事業者が店子(A)であり、かつそのエネルギー管理単位に他のエネルギー使用者(B、C、…)を含む場合は、他のエネルギー使用者(B、C、…)が設備を適切に使用することを確認し、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C、…)との契約書等の写しおよび建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

(4)余剰エネルギーを他事業者へ供給する場合のエネルギー管理単位(申請単位)

- ・A事業者とB事業者が共同で事業を実施する場合において、A事業者とB事業者の両方で省エネルギーを図る場合、両事業者全体がエネルギー管理単位となり、両事業者による共同申請とすること。
- ・A事業者とB事業者が共同で事業を実施する場合において、A事業者がB事業者による余剰エネルギーを受けてA事業者のみが省エネルギーを図る場合、A事業者のみがエネルギー管理単位となり、両事業者による共同申請とすること。

2. 事業の実施

2.1 スケジュール

予定	申請者	SII
●公募期間 2/25～3/28	補助事業ポータル(Web)への 入力 ↓ 申請 (交付申請書等必要書類の提出)	
●審査・交付決定 申請受理後～5月中旬(予定) ※申請件数・審査状況により、変更となる 場合があります。		申請内容の審査 (必要に応じて個別ヒアリング実施) ↓ 交付決定 (5月中旬を予定)
●事業開始 (交付決定後) ●事務取扱説明会 (交付決定後の約1週間後)	事業開始 (交付決定後) ↓ 業者選定及び発注 ↓ 事業実施 ↓ 事業完了 (原則、平成27年1月30日まで) ↓ 実績報告書の作成・提出 (事業完了から30日以内または 平成27年3月10日のいずれか早い方)	採択事業者への 事務取扱説明会
●事業完了 (申請時の事業完了日)		確定検査実施 (書類検査及び現地調査実施) ↓ 確定通知発行
●精算払請求書	精算払請求	
●補助金の支払い (～3月末まで)		補助金の支払い
●事業完了以降	成果の報告 (事業完了の1年後) 取得財産の 管理	

2. 2 公募

(1) 事業の公募について

SIIは、申請者に対し一般公募を行う。

SIIホームページ(<http://sii.or.jp/>)に公募関連記事を逐次掲載する。

(2) 公募期間について

平成26年2月25日(火)～平成26年3月28日(金) 17:00必着

※応募資料は、郵送、宅配等配送状況が確認できる手段で送付すること。(直接、持参は不可。)

(3) 公募予算額について

約135億円

(4) 交付申請について

- ・申請者はSIIホームページにてアカウント登録した後、補助事業ポータル(Web)にて必要事項の入力を行うとともに、後掲の様式に従って作成した申請書類をSIIに郵送する。

※申請書類の内容と補助事業ポータルに入力した内容は必ず一致させること。

※申請者は、経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

※公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とする。

- ・申請者は、「2. 4補助事業の開始～完了」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味し申請すること。
- ・採択後、申請者の都合で辞退の場合は、次年度応募の評価の際に減点を行うことがある。

⇒詳細は「3. 申請方法」を参照(P. 23～)

(5) その他

- ・申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更、申請者の変更等があった場合、申請者はSIIに届出を行う必要がある。まずは変更内容についてSIIに相談し、指定の様式を使用し速やかに提出のこと。(SIIへの連絡先は、最終ページを参照。)

⇒詳細はSIIホームページに掲載されている

「交付申請書作成の手引き」および

「交付申請書作成の手引き 別冊(補助事業ポータルについて)」を参照

2. 3 審査及び交付決定**(1) 審査について**

SIIは、申請事業内容等について以下の項目にしたがって審査を行う（必要に応じて申請者へのヒアリングを実施）。さらにSII内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ、採択者を決定する。

① 審査項目（必須要件）

- ・補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ・補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である（直近3期の財務状況を勘案）と見込まれること。
- ・補助事業に要する経費（設計費、設備費、工事費、諸経費）は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

② 評価項目

1) 政策的意義：下記の重点支援事業に該当するか否かを審査する。

・平成26年6月末までに発注が行われる事業

※平成26年6月末までに補助対象経費の全てについて発注が行われる事業として申請した事業。

※申請時に6月末までに発注を行うと申請したにも関わらず、6月末までに発注が行われなかった場合は、補助金の支払いができない場合があるので、予め6月末までにSIIへ連絡すること。

※確定検査時などに証書類（注文書、契約書又はそれに類するもの）を確認する。

・中小企業の省エネルギー事業

・申請者が数値目標を明確にした環境自主行動計画を公表しており、当該行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業

・省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業等

※ISO 50001の認証を取得している事業者であって、ISO 50001に基づく行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業と認められる場合も含む。

・売上額に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企业**・工場・事業場等の電力使用量を10%以上削減する節電に資する事業**

2) 省エネルギー効果：申請単位に対する補助事業による省エネルギー量、省エネルギー率

3) 費用対効果：補助対象経費 1億円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量

4) 技術の先端性

⇒詳細は「補足③ 中小企業の定義」を参照(P.20)

※選定に当たり、申請が多数の場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞り込みを行うことがある。

(2) 交付決定について**① 結果の通知**

- ・交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知する。
- ・交付決定後、採択分については事業者名、事業概要等をSIIのホームページに掲載する。
- ・当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しない。

② その他

- ・採択事業者への事務取扱説明会（採択以降の事業実施方法の説明会）を開催する。開催日時等は採択事業者に別途連絡する。

2. 4 補助事業の開始～完了**(1) 補助事業の開始について**

- ①補助事業者は、事業の実施にあたって、見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を決定すること。
- ※競争入札等によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、原則3者以上の競争により決定すること。

※3者以上の見積依頼・競争入札については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

※原則として、特定メーカーまたは機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと。仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。

- ②発注は交付決定日以降に実施すること。

※交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合は、置き換える設備が示せる写真及び図面を準備しておくこと。(写真には、公募開始前の撤去ではないことの証明として、補助事業ポータルに申請内容を入力した際の「申請書番号」をA3用紙等に印刷して撤去設備を写し込むこと。詳細はSIIのHPに掲載されている「交付申請書作成の手引き」を参照。)

(2) 補助事業の計画変更等について

補助事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに報告し、その指示に従うものとする。

また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

(3) 中間検査等

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。

(4) 補助事業の完了について

- ①補助事業者が、設計、設備及び工事の請負業者等に対して補助事業に係る全ての支払い(複数年度事業に関しては当該年度の支払い)が完了した時点を以って、補助事業の完了とすること。
- ②支払い条件は、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込)とすること(割賦・手形などは不可)。
- ③事業完了の期限:事業の完了は原則として平成27年1月30日迄とする。

2. 5 実績報告～補助金の支払い**(1) 実績報告及び補助金額の確定について**

- ①補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成27年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をSIIに提出する。
- ②SIIは、補助事業実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者速やかに通知する。
- ③申請通りの省エネルギー効果が得られないことが明らかになった場合、補助金の支払いを行わない。
※実績報告時に行う省エネ効果の報告は、原則として1か月程度の実績データにより算出すること。
- ④申請通りの設備が設置されていない場合、補助金の支払いを行わない。

⑤原則として、自社又は関係会社等(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社)からの調達による補助金額の確定に当たっては、製造原価をもって補助対象経費とする。ただし、関係会社等の場合で、これによりがたい場合は、直近年度の単独の決算報告に基づき、資本比率によって売上総利益率(100%同一資本関係の場合)もしくは営業総利益率(100%同一資本関係以外の場合)相当分の控除を行う。また、商社・代理店の手数料等についても控除を行う。

(2)補助金の支払いについて

- ①補助事業者は、補助金の額の確定後、精算払請求書をSIIに提出する。
- ②SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

2. 6 「補助金の支払い」以降

(1)財産等の管理について

- ①補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下、「取得財産等」という)について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ②取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、予めSIIの承認を受けなければならない。

(2)省エネ量の成果報告について

補助事業者は事業終了後1年間のデータを取得し、データ取得完了後90日以内に補助事業の内容及び成果をSIIに報告する。なお、事業から1年後の省エネ実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済み補助金の返還となる場合がある。

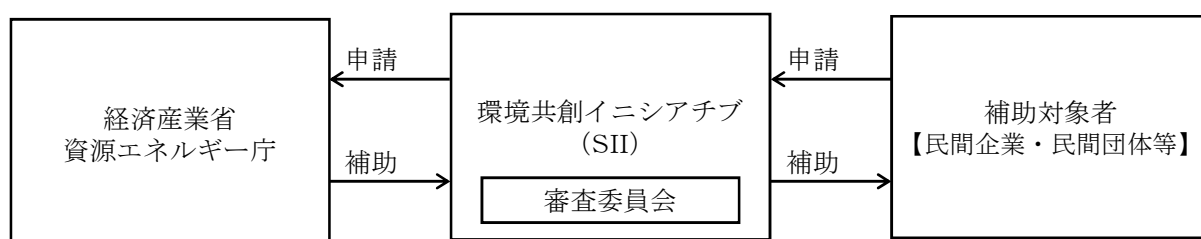
また、SIIが必要と認めたものについてはその内容を公表する場合がある。

(3)補助金の返還、取消、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

2. 7 事業実施スキーム



補足③ 中小企業の定義について

中小企業基本法第2条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	資本金	従業員数
①製造業、その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※ただし、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

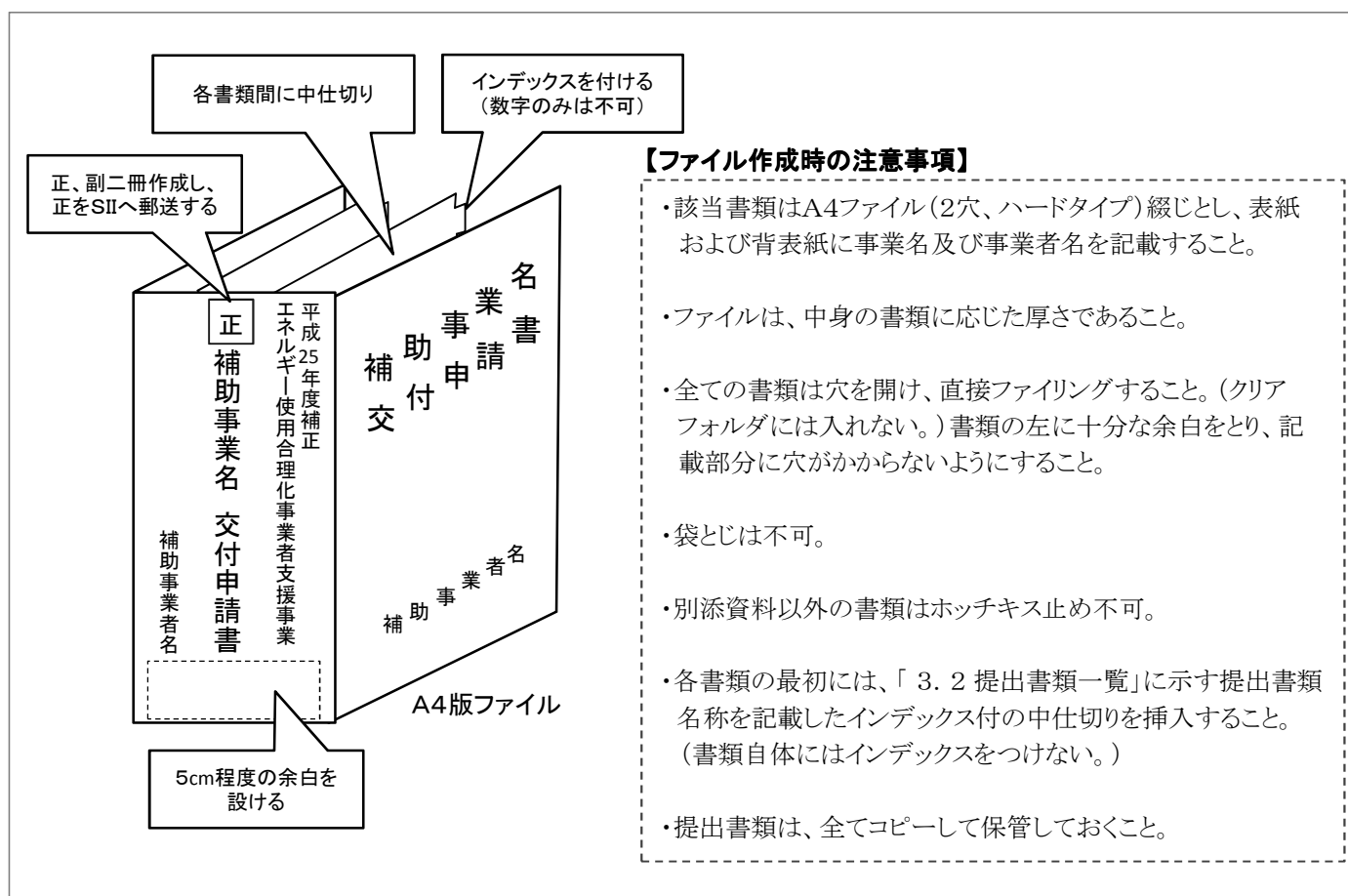
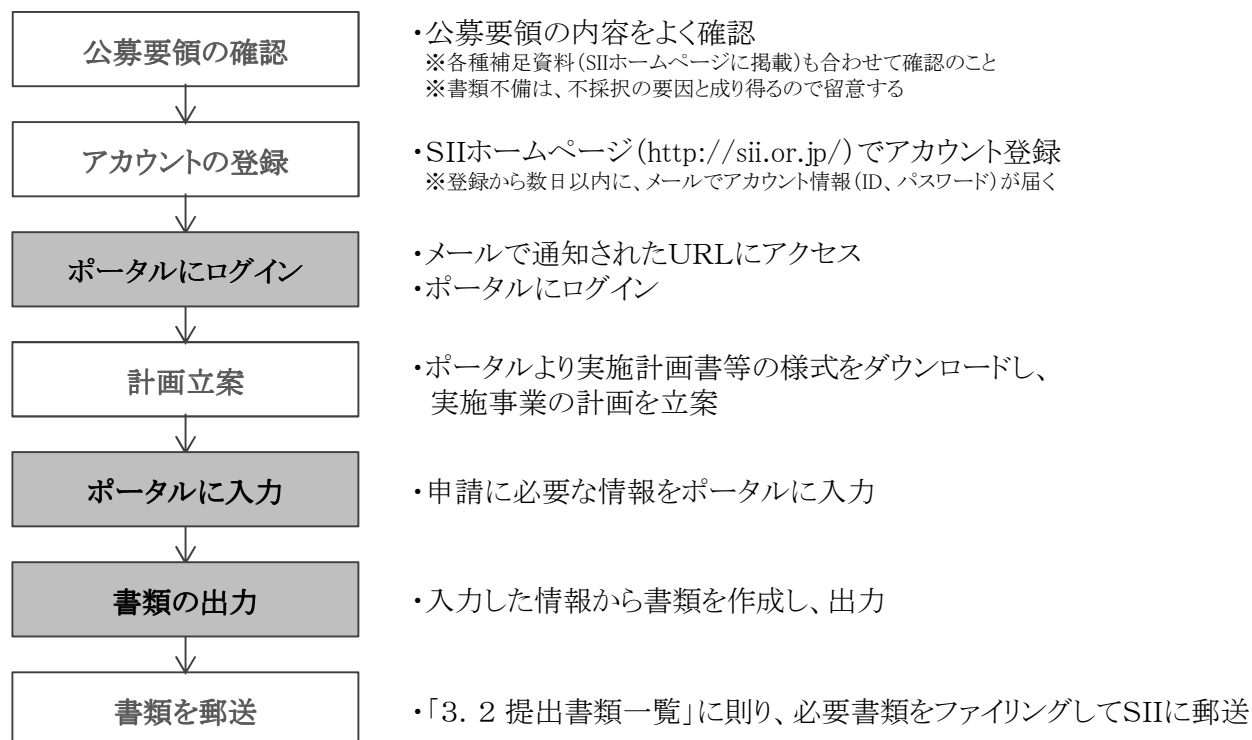
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。

但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社または投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

3. 申請方法

3.1 申請方法



3. 申請方法

平成25年度補正 エネルギー使用合理化事業者支援事業

3. 2 提出書類一覧

全 : 全事業に対して提出必要。また全事業者の資料が必要。 該当 : 該当する事業に対して提出必要。または該当する事業者の提出が必要。
共通 : 一事業に対して一部提出。事業者毎の提出は不要。 設置 : 設備設置場所を所有する事業者の資料提出が必要。

様式あり:「○」が付いている場合は指定の様式を使用して申請書を作成し、それ以外は該当する説明資料を作成し、それぞれ提出する。

No.	提出書類名称		提出書類の区分		部数	書類様式あり	備考
			事業単位	事業者単位			
1	提出書類チェックリスト		全	共通	1	○	
2	交付申請書(本文)		全	共通	1	○	補助事業ポータルより出力、もしくは様式(ワード)を使用
	交付申請書(別紙)	申-別紙1 経費区分毎の配分額	全	共通	1	○	補助事業ポータルより出力
		申-別紙2 四半期別発生予定額	全	共通	1	○	
3	実施計画書		全	共通	1	○	「1.申請概要」は補助事業ポータルより出力。実-別図1-1、1-2、2は自由書式。それ以外は様式あり。
4	事業計画書		該当	共通	1	○	複数年度事業のみ 事-別図1-1、1-2、2は自由書式。それ以外は様式あり。

■添付資料

添付1	エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠	全	設置	1		電気・ガス等の領収書等の1年分の写し(エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書))。 ※事業場における平成24年度のものを提出のこと。 ※上記該当年度の年間エネルギー使用量及び年間エネルギーコストを明示のこと。
添付2	生産量実績の確証	全	設置	1		社内で使用している管理資料等の写し。 エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書)。
添付3	会社情報	全	全	1		株主総会の営業報告、決算報告書(直近3期分、単独決算)等及び会社パンフレット等を添付のこと。 ※個人事業主の場合は、青色申告書全様式の写しを添付のこと。 ※補助事業ポータルに入力した「資本金」「従業員数」「決算情報」に該当するページに付箋を貼り、該当する値にマーキングすること。 ※補助事業ポータルより出力される「事業者情報」を1枚目に添付すること。
添付4	商業登記簿謄本	全	全	1		コピー不可(地方公共団体は不要)、発行から3か月以内のもの。 ※個人事業主の場合は、税務代理権限証書の写しもしくは税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違無いことの証明(任意様式)を添付のこと。
添付5	建物の登記簿謄本 等	全	設置	1		コピー不可、発行から3か月以内のもの。 補助対象設備が導入される場所のみ。
添付6	事業実施に関連する事項	該当	設置	1	○	該当する場合は、様式の使用にて詳細を説明のこと。
添付7	環境自主行動計画、中長期計画、ISO 50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し	該当	設置	1	○	該当する場合は、様式の使用及び資料添付にて詳細を説明のこと。
添付8	エネルギー集約型企業の計算書	該当	設置	1	○	該当する場合は、様式の使用及び資料添付にて詳細を説明のこと。 (企業単位で計算すること) ・売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書 ・エネルギーコストを指定仮単価で見積る場合は単価表を追加
添付9	設備設置承諾書	該当	該当	1	○	店子等(設置場所の所有者以外)の場合は、オーナーの承諾書を添付のこと。
添付10	補助事業の実施体制	該当	該当	1	○	ESCO、リース、連携、3者以上の共同申請の場合は、様式の使用にて詳細を説明のこと。
添付11	ESCO契約書(案)、ESCO料金計算書	該当	該当	1		ESCOの場合は、資料添付のこと。
添付12	対象設備に関するリース契約書(案)、対象設備に関するリース料計算書	該当	該当	1		リースの場合は、資料添付のこと。
添付13	代替燃料確保の確証	該当	該当	1		代替燃料を使用する場合は、資料添付のこと。

3. 3 書類提出と締切

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(P.24参照)を以下の締切までに郵送する。持ち込みは受け付けない。

《提出締切》 平成26年3月28日(金) 17:00必着

※応募資料は、郵送、宅配等配送状況が確認できる手段で送付すること。(直接、持参は不可。)

※補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認めない。必ず提出書類一式を郵送すること。

※配送事故に備え、配送状況が確認できる郵送手段をとること。持込みによる提出は認めない。

※郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。

※申請書類は返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

3. 4 提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第一グループ TEL:03-5565-4463

※郵送時は、必ず「エネルギー使用合理化事業者支援事業 交付申請書在中」を記入のこと。

3. 申請方法

平成25年度補正 エネルギー使用合理化事業者支援事業

3.5 申請書類チェックリスト

下記のチェックリストを印刷(ポータル上にPDFデータあり)し、チェックを入れて提出書類にファイリングすること。

申請書類チェックリスト						
【申請内容】 該当する項目にチェックを入れること。						
事業期間	☐ 単年度 ☐ 2年度 ☐ 3年度 ☐ 4年度			申請単位	☐ 単独実施 ☐ 共同実施	
実施体制	☐ リース ☐ ESCO			事業内容	☐ 中小企業	
【書類の体裁】 確認事項を確認し、全てにチェックを入れること。						
確認事項					確認欄	
A4ファイル綴じとし、表紙および背表紙に事業名及び事業者名が記載されている。						
全ての書類は穴を開け、直接ファイリングされている。(クリアフォルダには入れない。袋とじは不可。止むを得ない場合の折り曲げは可。)						
書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴が空かかっていない。						
「添付」書類以外の書類はポッチキス止めされていない。(原則、ポッチキス止めはしない)						
各書類の最初には提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りが挿入されている。(書類自体にインデックスが付いていないこと)						
提出書類一式が正副の2部作成され、副は手元で保管されている。(副は正のコピーとし、申請書などの原紙を2部作らないこと)						
【提出書類チェック】 申請時に提出した書類にチェックを入れること。						
No.	提出書類名称	提出書類の区分 事業単位	事業者 単位	部 数	備考	確認欄
1	提出書類チェックリスト	全	共通	1		
2	交付申請書(かのみ)	全	共通	1	補助事業ポータルより出力、もしくは様式(ワード)を使用	
	交付申請書(2枚目)	全	共通	1	補助事業ポータルより出力	
	交付申請書(別紙)	申-別紙1 経費区分毎の配分額	全	共通	1 補助事業ポータルより出力	
		申-別紙2 四半期別発生予定額	全	共通	1	
3	実施計画書	1. 申請概要	全	共通	1 補助事業ポータルより出力	
		2. 省エネルギー計算	全	共通	1	
		2-4. エネルギー使用量の原油換算表	全	共通	1 複数年度事業は、事業計画書2-4と同じ内容で良い	
		3. 所要資金計画	全	共通	1 参考見積や標準価格の根拠を添付のこと	
		4. 発注区分表	全	共通	1	
		5-1. 既存設備と導入設備の比較表	全	共通	1	
		5-2. 導入前後の比較図	全	共通	1 複数年度事業は、事業計画書5-2と同じ内容で良い	
		実-別図1-1 新設備の配置図	全	共通	1	
		実-別図1-2 旧設備の撤去範囲	全	共通	1	
		実-別図2 事業場の全体図	全	共通	1	
		6. スケジュール/7. その他、事業実施に関連する事項	全	共通	1	
4	事業計画書	1. 申請概要	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		2. 省エネルギー計算	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		2-4. エネルギー使用量の原油換算表	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		3. 所要資金計画	該当	共通	1 複数年度事業のみ、参考見積や標準価格の根拠を添付のこと	
		3-2. 補助事業に要する費用の年度別配分内訳	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		3-3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の年度別配分内訳	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		4. 発注区分表	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		5-1. 既存設備と導入設備の比較表	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		5-2. 導入前後の比較図	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		事-別図1-1 新設備の配置図	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		事-別図1-2 旧設備の撤去範囲	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		事-別図2 事業場の全体図	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		6. 実施計画	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
		7. スケジュール/8. その他、事業実施に関連する事項	該当	共通	1 複数年度事業のみ	
■添付資料						
添付1	エネルギー使用実績の確認証、燃料評価単価算出根拠	全	設置	1	電気・ガス等の領収書等の1年分の写し(エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書))。 ※事業場における平成24年度のものを提出のこと。 ※上記該当年度の年間エネルギー使用量及び年間エネルギーコストを明示のこと。	
添付2	生産量実績の確認証	全	設置	1	社内で使用している管理資料等の写し。 エネルギー管理指定工場の場合は、定期報告書の写し等(使用状況届出書)。	
添付3	会社情報	全	全	1	株主総会の営業報告、決算報告書(直近3期分、単独決算)等及び会社パンフレット等を添付のこと。 ※個人事業主の場合は、青色申告書全様式の写しを添付のこと。 ※補助事業ポータルに入力した「資本金」「従業員数」「決算情報」に該当するページに付箋を貼り、該当する値にマーキングすること。 ※補助事業ポータルより出力される「事業者情報」を1枚目に添付すること。	
添付4	商業登記簿謄本	全	全	1	コピー不可(地方公共団体は不要)、発行から3か月以内のもの。 ※個人事業主の場合は、税務代理権限証書の写しもしくは税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違無いことの証明(任意様式)を添付のこと。	
添付5	建物の登記簿謄本 等	全	設置	1	コピー不可、発行から3か月以内のもの。 補助対象設備が導入される場所のみ。	
添付6	事業実施に関連する事項	該当	設置	1	該当する場合は、様式の使用にて詳細を説明のこと。	
添付7	環境自主行動計画、中長期計画、ISO 50001の認定書及びエネルギーマネジメント行動計画の写し	該当	設置	1	該当する場合は、様式の使用及び資料添付にて詳細を説明のこと。	
添付8	エネルギー集約型企業の計算書	該当	設置	1	該当する場合は、様式の使用及び資料添付にて詳細を説明のこと。(企業単位で計算すること) ・売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書 ・エネルギーコストを指定仮単価で見積る場合は単価表を追加	
添付9	設備設置承諾書	該当	該当	1	店子等(設置場所の所有者以外)の場合は、オーナーの承諾書を添付のこと。	
添付10	補助事業の実施体制	該当	該当	1	ESCO、リース、連携、3者以上の共同申請の場合は、様式の使用にて詳細を説明のこと。	
添付11	ESCO契約書(案)、ESCO料金計算書	該当	該当	1	ESCOの場合は、資料添付のこと。	
添付12	対象設備に関するリース契約書(案)、対象設備に関するリース料計算書	該当	該当	1	リースの場合は、資料添付のこと。	
添付13	代替燃料確保の確認証	該当	該当	1	代替燃料を使用する場合は、資料添付のこと。	

4. 申請書類の様式・入力例

(全ての申請において必要な書類)



4.1 交付申請書一かがみ

交付申請書記載例

- ・提出する交付申請書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字と枠は消すこと。
- ・青字は事業に合わせて記載すること。
- ・青字は黒字に変換すること。

このページは、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。
もしくは、様式(ワード)の使用も可。

1つの事業者が2件以上の申請を行う場合、事業者内で識別可能な文書番号を記入すること。1件の場合は無くても良い。

〇〇 - 〇〇〇

平成26年〇月〇日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

- ・申請日を必ず記入すること。
- ・ポータルに入力した「申請日」と合わせること。

共同申請の場合、補助金の支払いを受ける事業者を最上段に記載すること。

商業登記簿謄本もしくは青色申告書に記載されているとおり記入すること。

東京都中央区〇〇二丁目3番5号

〇〇工業株式会社

代表取締役社長 環境 太郎

役職は正しく記入のこと。

例) 代表取締役社長

代表取締役

代表執行役 などの代表者役職

登録されている印
であること。

印

平成25年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付申請書

エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

このページは、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

最後は「省エネルギー事業」をつけること。今回申請する事業の名称として、総ての提出書類にて名称を一致させること。

- ## 高効率ボイラーと高効率冷凍機導入による省エネルギー事業

- [illegible]

- 複数年度事業の場合は当該年度の事業費について記入。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 補助事業に要する経費 | 491,400,000円 |
| (2) 補助対象経費 | 365,000,000円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 121,666,666円 |

- 交付決定日～平成27年 1月30日

・平成27年1月30日までの日付。

- 30 -

4. 2

交付申請書一別紙1

経費区分毎の配分額

このページは、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

申-別紙 1

補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額

(単位 円)				
補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の 交付申請額
I. 設計費	35,000,000	35,000,000	1/3	11,666,666
II. 設備費	240,000,000	180,000,000	1/3	60,000,000
III. 工事費	180,000,000	150,000,000	1/3	50,000,000
IV. 諸経費	0	0	1/3	0
消費税	36,400,000	0		0
合計	491,400,000	365,000,000		121,666,666

- ・ (補助金の申請額) = (補助対象経費の額) ÷ 3
(連携事業の場合は ÷ 2 にする)
- ・ 補助対象経費の額の合計の1/3ではない。
- ・ 補助金の交付申請額は1円未満切捨て。

4. 3

交付申請書一別紙2

四半期別発生予定額

申-別紙2

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位 円)

補助事業に 要する経費 の区分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
I. 設計費	0	0	0	35,000,000	35,000,000
II. 設備費	0	0	0	240,000,000	240,000,000
III. 工事費	0	0	0	180,000,000	180,000,000
IV. 諸経費	0	0	0	0	0
消費税	0	0	0	36,400,000	36,400,000
合計	0	0	0	491,400,000	491,400,000

四半期毎に発生する経費予定額を記載。
第1四半期： 4月～6月、第2四半期： 7月～9月
第3四半期： 10月～12月、第4四半期： 翌年1月～翌年3月

計が他の様式の補助事業に要する経費と一致しているか

1. 申請概要

- ・提出する実施計画書は片面印刷とすること。
- ・注意書きの赤字は削除。青字は事業毎の情報を記載。青字は黒字に変換。

平成25年度補正 エネルギー使用合理化事業者支援事業に関する実施計画書

(事業者) ○○工業株式会社 他0者
(実施場所) 東京都中央区○○二丁目3番5号 他0箇所
(申請法人の業種) プラスチック製品製造業 18
(実施場所の業種) プラスチック製品製造業 18
(資本金) ○○億円 (従業員数) ○○○人 中小企業 第1種エネルギー管理指定工場

※必ず1枚にまとめること。



2. 省エネルギー計算 (1)

2. 省エネルギー計算 (2)

(1) 省エネルギー量および電力削減量の算出根拠

計算結果を先に記載する。

①事業場の省エネルギー量 〇〇〇.〇k l /年 省エネルギー率 〇.〇% (裕度(安全率)〇%を考慮)

②事業場の電力削減量 〇〇〇.〇千kWh/年 電力削減率 〇〇.〇% (裕度(安全率)〇%を考慮)

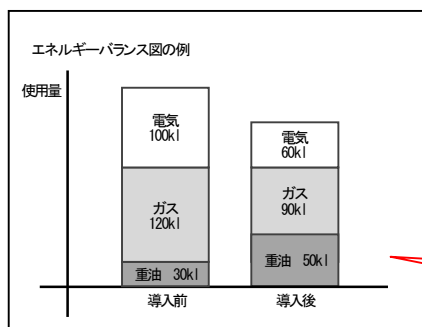
- ・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
計算結果のみの記載は不可。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにすること。
- ・省エネルギー効果が区別できるアイテムに関しては別々に記述し、それぞれの省エネ効果が分かるように記述すること。
- ・事業終了後の省エネルギー効果の検証が容易に行えるよう工夫すること。
- ・国際単位系（SI）で記載すること。特に熱量はジュール（J）を使用すること。
- ・燃料の削減量を算出し、2-4「エネルギー使用量の原油換算表」に反映させる。
- ・設備性能の裕度（安全率）を考慮して省エネ計算を行うこと。
- ・裕度（安全率）の理由を簡潔に記載のこと。
- ・生産量や稼働時間等を単に減らすだけによる省エネ量を計算に入れないこと。生産量や稼働時間等が減る見込みの場合は、過去の実績年度と同条件として計算する。
- ・参考見積で記載された機器の仕様により計算する場合は、メーカー指定とならないよう参考値であることを明記する。

※使用する数字の妥当性を確認し、説明もしくは添付すること。

※実測値等をもとに効果を算出している場合はその計測結果を、説明もしくは添付すること。

導入前のベースデータは、
実測値をもとにすること。

※導入前後のエネルギーバランスについて、図等を用いてわかりやすく説明もしくは添付すること。



電気・ガス・重油など複数（３種以上）のエネルギーの増減がある事業、あるいはプラントなどのエネルギーの動きが複雑である事業等は、エネルギーバランス図やエネルギーフロー図を記載もしくは別図として添付する。

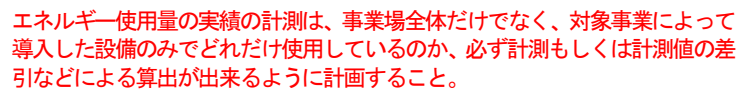
照明や空調単体の事業では省略可。

例えば、電気・ガス・重油の使用量の変化や、入熱と出熱のバランス等。

2. 省エネルギー計算 (3)

※申請時の省エネ効果計算ではなく、実測データを元にした確認方法を説明すること。

例2：照明設置後、種類別に消費電力の瞬時値を測定し、これに実際の使用時間（今後部屋ごと等に管理予定）をかけることで、実績ベースの電気使用量を算出する。



4. 4 実施計画書 2. 省エネルギー計算 (4)

2-4 エネルギー使用量の原油換算表

※グレー部分のみ入力可能。
※2-3「省エネルギー効果」を基に数値を合わせて入力すること。

生産量or延床面積など、「1. 申請概要」の数値と一致させること。 なお、製造業、鉱業、電気/ガス/熱供給業以外の業種は、生産数量を延床面積と読み替え可。			単位	換算係数 (GJ/単位)	平成24年度（実績）			平成26年度（導入後）				
					使用量 A	販売した副生エネルギーの 量 B	差引後の熱量 (A-B)×換算係数	使用量 C	販売する副生エネルギーの 量 D	差引後の熱量 (C-D)×換算係数		
					数値	数値	熱量（GJ）	数値	数値	熱量（GJ）		
生産量			トン		a	3,000.0				3,000.0		
燃料及び熱	原油	k l	38.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	原油のうちコンデンセート（NGL）	k l	35.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	揮発油（ガソリン）	k l	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	ナフサ	k l	33.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	灯油	k l	36.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	軽油	k l	37.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	A重油	k l	39.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	B・C重油	k l	41.9	27,830.0	0.0	1,166,077.0	24,906.0	0.0	1,043,561.4			
	石油アスファルト	t	40.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	石油コークス	t	29.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	50.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		石油系炭化水素ガス	千m3	44.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t	54.6	0.0	0.0	0.0	4,729.0	0.0	258,203.4		
		その他可燃性天然ガス	千m3	43.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	石炭	原料炭	t	29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		一般炭	t	25.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		無煙炭	t	26.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	石炭コークス	t	29.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	コールタール	t	37.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	コークス炉ガス	千m3	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	高炉ガス	千m3	3.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	転炉ガス	千m3	8.41	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
	その他の燃料	都市ガス13A	千m3		その他燃料の単位、換算係数は燃料販売会社に確認する。			0.0	0.0	0.0		
					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	産業用蒸気	GJ	1.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	産業用以外の蒸気	GJ	1.36	0.0	例えば、共同受電した電力を隣接事業者等に送電する場合。			自家発電の余剰を販売している場合。				
	温水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	冷水	GJ	1.36	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
電気	一般電気事業者	昼間買電	千kWh	9.97	240,000.0	2,000.0	2,372,500.0	213,750.0	2,000.0	2,111,147.5		
		夜間買電	千kWh	9.28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	その他	上記以外の買電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
		自家発電	千kWh	9.76	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	自家発電以外の計 h		千kWh	-	Ah 240,000.0	Bh 2,000.0	-	Ch 213,750.0	Dh 2,000.0	-		
熱量合計			GJ			3,538,937.0			3,412,912.3			
原油換算量 (10GJ=0.258kl)			kl	b		91,304.6	c		88,053.1			
原油換算原単位			kl/トン			30.43			29.35			

(注) ・導入後のエネルギー使用量は、補助事業に係わるエネルギー消費量の差異のみを織り込む。
・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。
・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数が当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができる。
・導入後に生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとすることとし、同条件として省エネルギー計算すること。

【省エネルギー効果】	f	3.6	%	(b - c) / b
	g	3,251.5	kl	b - c
【電力削減効果】	i	26,250.0	千kWh	(Ah - Bh) - (Ch - Dh)
	j	11.0	%	i / (Ah - Bh)

4. 4

実施計画書

3. 所要資金計画

3. 所要資金計画

・各項目は5-2の図面と関連付けて記述のこと。
・「(補助対象)」には、省エネルギー効果を得るために必要な費用を記載のこと。
・補助対象外と言えども漏れなく記載のこと。記載漏れがあった場合は補助金の減額になることもあるので、注意のこと。

費 目	金 額 (円)	積 算 内 容 (円)
I. 設 計 費	(補助対象)	
	35,000,000	1. ○○○○○○○○ 30,000,000 2. ○○○○○○○○ 5,000,000
	(補助対象外)	
	0	0
小 計	35,000,000	
II. 設 備 費	(補助対象)	
	180,000,000	1. ○○○○○○○○ 120,000,000 2. ○○○○○○○○ 40,000,000 3. ○○○○○○○○ 20,000,000
	(補助対象外)	
	60,000,000	1. ○○○○○○○○ 60,000,000
小 計	240,000,000	
III. 工 事 費	(補助対象)	
	150,000,000	1. ○○○○○○○○ 120,000,000 2. ○○○○○○○○ 30,000,000
	(補助対象外)	
	30,000,000	1. ○○○○○○○○ 30,000,000
小 計	180,000,000	
IV. 諸 経 費	(補助対象)	参考見積等から記入する。
	0	0
	(補助対象外)	
	0	0
小 計	0	
補助対象 計	365,000,000	① 補助対象内外の主な導入設備の概略仕様、数量の詳細を添付のこと。 ② ①の金額に関しては第三者に対して行った参考見積などの根拠を添付のこと。 ③ ②の根拠と別紙2との間に差がある場合は差を説明する表を添付のこと。
補助対象外計	90,000,000	
消費税	36,400,000	
合 計	491,400,000	
資金調達 内訳	本補助金	121,666,666
	自己資金	100,000,000
	借入金	259,733,334 ○○○銀行△△支店 借入を予定している金融機関名
	その他	10,000,000 ○○県「△△補助金」(正式名称)
合 計	491,400,000	

国からの補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に挙げる補助金及び同項第2号に挙げる資金含む。)以外の自治体等からの補助金等。

消費税を含む補助事業に要する経費全額について記入すること。
共同申請の場合、事業費の支払いを行う事業者について、資金調達計画を記入すること。
※合計金額は、「交付申請書」の補助事業に要する経費と同額となる様に記入すること。

※ 上記費用は当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定し、その算定根拠を添付するか、もしくは参考見積等を添付すること。

※ 補助対象設備を担保にいないこと。

4. 4

実施計画書

4. 発注区分表

4. 発注区分表

想定している発注名、発注単位を記述する。
(4～5区分以下が望ましい)

想定している発注区分ごとの各費目の概略の費用を記入する。

(単位 円)				
発注先 費目	発注名 ボイラー更新工事	建築工事	排ガスダクト工事	費目合計
	未定	未定	未定	
I. 設計費	35,000,000	0	0	35,000,000
II. 設備費	220,000,000	0	20,000,000	240,000,000
III. 工事費	150,000,000	10,000,000	20,000,000	180,000,000
IV. 諸経費	0	0	0	0
合計	405,000,000	10,000,000	40,000,000	455,000,000
消費税	32,400,000	800,000	3,200,000	36,400,000
支払合計	437,400,000	10,800,000	43,200,000	491,400,000

(単位 年)				
最長の法定耐用年数	8	15	10	---

・発注が1件の予定であれば、工事内容別に分けずに、1列にまとめる。
・例の内容であれば、3回発注（3回見積りを3回実施）することになる。

費目合計の数値を各申請書と一致させること。
例) 実施計画書：1、3
交付申請書：別紙1・2

■特命発注に関する事項
特命発注が（ ある ・ ない ）

「ある」を選択した場合は、以下に特命発注となる理由を記載し、価格の妥当性を示す根拠資料を添付のこと。

他に全く製作会社が存在しない等、止むを得ない理由としてSIIが認めた場合にのみ対象とできる。

4. 4 実施計画書 5-1. 既存設備と導入設備の比較表

照明的ように簡易な省エネ計算の場合は(F)(G)に記入し、「2.3省エネエネルギー効果」の計算過程として利用する。それ以外の設備は、「2.3省エネエネルギー効果」において個別計算を行う。

照明的ように簡易な省エネ計算の場合は(F)(G)に記入し、「2.3省エネエネルギー効果」の計算過程として利用する。それ以外の設備は、「2.3省エネエネルギー効果」において個別計算を行う。

既存設備										導入予定設備									
機器名	仕様 (A) (消費エネルギー量) (kW, lit, m ³ /時)	仕様 (B) (出力・能力) (lit, kW, lit, m ³ /時)	台数 (C)	消費エネルギー 合計(D)=(A)×(C) (kW, lit, m ³ /時)	出力合計 (E)=(B)×(C) (kW, lit, m ³ /時)	稼働時間 (F) (h/時)	消費エネルギー 量 (G)=(D)×(F) (kWh/年)	参考機器名	仕様 (A) (消費エネルギー量) (kW, lit, m ³ /時)	仕様 (B) (出力・能力) (lit, kW, lit, m ³ /時)	台数 (C)	消費エネルギー 合計(D)=(A)×(C) (kW, lit, m ³ /時)	出力合計 (E)=(B)×(C) (kW, lit, m ³ /時)	稼働時間 (F) (h/時)	消費エネルギー 量 (G)=(D)×(F) (kWh/年)				
●階 Aフロア																			
蛍光灯 ABC-100	60W	100W型、1,000lm	50	3,000W	50,000lm	2,400h	7,200kWh	LED DEF-100	30W	150W型、1,500lm	50	1,500W	75,000lm	2,400h	3,600kWh				
蛍光灯 ABC2-50	30W	50W型、500lm	40	1,200W	20,000lm	2,400h	2,880kWh	LED DEF2-50	15W	50W型、450lm	40	600W	18,000lm	2,400h	1,440kWh				
		小計	90	4,200W	70,000lm	2,400h	10,080kWh			小計	90	2,100W	93,000lm	2,400h	5,040kWh				
●階 Bフロア																			
蛍光灯 ABC-100	60W	100W型、1,000lm	30	1,800W	30,000lm	2,400h	4,320kWh	LED DEF-100	30W	100W型、1,000lm	40	1,200W	40,000lm	2,400h	2,880kWh				
蛍光灯 ABC2-50	30W	50W型、500lm	50	1,500W	25,000lm	2,400h	3,600kWh	LED DEF2-50	15W	50W型、450lm	50	750W	22,500lm	2,400h	1,800kWh				
		小計	80	3,300W	55,000lm	2,400h	7,920kWh			小計	90	1,950W	62,500lm	2,400h	4,680kWh				
●階 Aフロア																			
エアコン DEF-50 (COP1/COP2)	55kW/45kW	冷房/暖房 55kW/45kW	5	2,75kW/225kW	275kW/225kW			エアコン DEFX-50 (COP2/COP2)	27kW/22kW	冷房/暖房 54kW/44kW	5	135kW/110kW	270kW/220kW						
エアコン DEF-200 (COP1/COP2)	210kW/180kW	210kW/180kW	10	2,100kW/1,800kW	2,100kW/1,800kW			エアコン DEFX-200 (COP2/COP2)	102kW/85kW	205kW/170kW	10	1,020kW/850kW	2,050kW/1,700kW						
		小計	15	2,375kW/2,025kW	2,375kW/2,025kW					小計	15	1,155kW/960kW	2,320kW/1,920kW						
●階 Bフロア																			
エアコン DEF-50 (COP1/COP2)	55kW/45kW	55kW/45kW	10	550kW/450kW	550kW/450kW			エアコン DEFX-50 (COP2/COP2)	70kW/60kW	54kW/44kW	10	700kW/600kW	540kW/440kW						
エアコン DEF-200 (COP1/COP2)	210kW/180kW	210kW/180kW	8	1,680kW/1,440kW	1,680kW/1,440kW			エアコン DEFX-200 (COP2/COP2)	102kW/85kW	205kW/170kW	8	816kW/680kW	1,640kW/1,360kW						
		小計	18	2,230kW/1,890kW	2,230kW/1,890kW					小計	18	1,516kW/1,280kW	2,180kW/1,800kW						
Aボイラー	A重油 20kl	蒸気量 10t	2	40kl	20t			Aボイラー	A重油 15kl	蒸気量 9t	2	30kl	18t						
		小計	2	40kl	20t					小計	2	30kl	18t						
Bボイラー	A重油 50kl	蒸気量 30t	1	50kl	30t			Bボイラー	A重油 15kl	蒸気量 12t	1	15kl	12t						
		小計	1	50kl	30t			Bボイラー	A重油 25kl	蒸気量 18t	1	25kl	18t						
		小計	1	50kl	30t					小計	2	40kl	30t						
合計		—						合計		—									

※導入予定設備に型式を記載する場合は、参考見解など省エネ計算の為に参考型式とし、特命発注にならないよう留意すること。
※既存設備が、どの導入予定設備に置き換わるかが明確となるように、導入前後の設備が左右に並ぶよう記載方法に留意すること。
※仕様には、導入前後で設備の能力が何から何に、どのように変わるのか、分かるよう記載すること。(例:照明の場合、lmやlxなど。空調の場合、冷暖房能力kWなど。)
※この様式は参考であり、設備に併せて任意に様式を変更し、工夫すること。
※各設備の出力合計の欄(E)は導入予定後の能力が大きい方が、原則として各設備の消費エネルギーの合計の欄(D)は、導入予定後の能力がすべて小さくなること。

例は、記載方法を分かり易くするための参考例であり、模倣事例等とは一切関係ないものである。
・各設備の出力合計の欄(E)は導入予定後の能力が大きい方が、原則として各設備の消費エネルギーの合計の欄(D)は、導入予定後の能力がすべて小さくなること。
・また、出力・能力の比較は、単に設備単体や事業所合計の比較ではなく、設備が設置される場所ごと、効果が及ぶ範囲ごとに既存のどの設備が導入予定のどの設備に置き換わるのか、分かるように入力すること。
・例えば、照明であれば、この様式で各部屋・各フロア単位等で比較し、台数と出力がどう変わるのか確認できるようにする。既存設備を単に置き換えるだけであれば、同じ台数を記載する。
・ボイラー、空調などであれば、具体的に蒸気量・馬力・kW・COP等記載する。

導入予定設備の総括表	
主要設備の名称	仕様案
LED照明	150W型、1500lm
LED照明	100W型、1000lm
LED照明	50W型、450lm
エアコン	54kW/44kW
エアコン	205kW/170kW
●	
●	

※当資料全体の行数によって、複数ページに渡る作成も可。

4. 4

実施計画書

5-2. 導入前後の比較図

5-2. 導入前後の比較図

※事業の概要がわかるような概念図を導入前後で記載すること。仕様等も記載して比較できるようにする。

導入前

事業前後の設備の違いを模式図等（設計図等ではなく）により、図解する。

A4縦使いで1枚にまとめること。

モノクロ出力で判別可能な色づかいにすること。（点線・実線を用いるなど）

撤去対象設備を点線等で囲んで記載すること。

注意：これとは別に設備、補助対象範囲を明確にするために、別図1～2等に詳細を記載のこと。設備能力、数量、配管・配線の取合位置等を明確にすること。
詳細説明用の図で補助対象範囲が明確でないものは補助対象内として計画していても確定検査の際に補助対象外となる可能性があるので、注意すること。

導入後

点線等で囲んで補助対象範囲を明記すること。
先端性について簡潔に説明を記述すること。

※必ず1枚にまとめること。

※当項目の後ろに、詳細説明として以下の別図を添付のこと。

実一別図1-1「新設備の配置図」、実一別図1-2「旧設備の撤去範囲」、実一別図2「事業場の全体図」
（補助対象範囲を明記すること。複数年度事業は、実施年度の範囲も明記すること。）

4. 4

実施計画書

6. スケジュール／7. その他事業実施に関連する事項

【 確 認 】

申請時の現地の確認漏れなどにより、図面や機器リスト、参考見積書の内容と実際の現地の状況（位置、台数、能力など）に相違があった場合は、交付決定後であっても補助金の一部又は全部が受給できなくなることを承諾のうえ、本計画を記載しています。

☐（←内容確認のうえ、レ点でチェックを入れる。）

6. スケジュール

・ 5月中旬に交付決定があるものとして記入。
・ 「6月末までに補助対象経費の全てについて発注を行う」としている場合は、その内容に合わせて記載すること。

年 月 項 目	26年												27年				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5			
〇〇〇〇			▼発注														
〇〇〇〇																	
〇〇〇〇																	

▼検収

▼支払

事業完了日以降は事業期間ではないので記入しない。

7. その他、事業実施に関連する事項

※「ある」を選択した場合は、各項目の詳細について「添付6」に記載のこと。

(1) 他の補助金との関係（当該事業と直接あるいは間接に關係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合）

ある ・ ない

(2) 過去の補助金との関係（今回の工事が影響する範囲に、過去に国から補助金の交付を受けている場合）

ある ・ ない

(3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

1) 本事業 ： 事業実施の前提となる事項が（ あり ・ ない ）

2) 申請者 ： 国、自治体から既に受けている許認可が （ あり ・ ない ）。

(4) その他実施上問題となる事項

あり ・ ない

5. 添付資料の例

P.24「提出書類一覧」を参照し、必要な様式を使用して資料を作成・提出のこと。

5.1 設備設置承諾書（1）

添付書類の一部抜粋

申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合に作成必要。 該当しない場合は作成不要。

添付 9

設備設置承諾書

承諾した年月日を記入。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

一般社団法人環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 赤 池 学 殿

承諾書は代表者または賃貸契約の契約権限者のものとする。

住 所 東京都港区〇〇一丁目1番1号

名 称 □□産業株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

承諾者にあわせて適宜
選択すること。

当社（私）は、エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第7条、第21条および第22条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

注意) ここで改ページする！

左側は必ず綴じ代を十分取ること。少なくとも20mmは必要

5. 1 設備設置承諾書（2）

記

1. 建物の所在地および名称
住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
名称：○○○○○○
2. 設備の設置者
住所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
名称：○○工業株式会社
3. 補助事業の名称
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○省エネルギー事業
4. 設置される設備の概要
設備の仕様、台数等の概要を記入する。
5. 処分制限を受ける期間（設備の法定耐用年数を記載する）
○○年

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブのエネルギー使用合理化事業者支援補助金は、経済産業省が定めたエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

※ 申請者及び承諾者が本紙のコピーを保管すること。

6. その他



6. 1 日本標準産業分類

大分類	中分類	分類項目名	大分類	中分類	分類項目名
A	農業、林業	01 農業	卸売業・小売業 (続き)	53	建築材料、鉱物・金属材料等 卸売業
		02 林業		54	機械器具卸売業
B	漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)		55	その他の卸売業
		04 水産養殖業		56	各種商品小売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		57	織物・衣服・身の回り品小売業
				58	飲食料品小売業
D	建設業	06 総合工事業		59	機械器具小売業
		07 職別工事業(設備工事業を除く)		60	その他の小売業
		08 設備工事業		61	無店舗小売業
E	製造業	09 食料品製造業	J 金融業・保険業	62	銀行業
		10 飲料・たばこ・飼料製造業		63	協同組織金融業
		11 繊維工業		64	貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		13 家具・装備品製造業		66	補助的金融業等
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業		67	保険業(保険媒介代理業、 保険サービス業を含む)
		15 印刷・同関連業	K 不動産業、物品 賃貸業	68	不動産取引業
		16 化学工業		69	不動産賃貸業・管理業
		17 石油製品・石炭製品製造業		70	物品賃貸業
		18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	L 学術研究、専 門・技術サービ ス業	71	学術・開発研究機関
		19 ゴム製品製造業		72	専門サービス業(他に分類され ないもの)
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業		73	広告業
		21 窯業・土石製品製造業		74	技術サービス業(他に分類され ないもの)
		22 鉄鋼業	M 宿泊業、飲食 サービス業	75	宿泊業
		23 非鉄金属製造業		76	飲食店
		24 金属製品製造業		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		25 はん用機械器具製造業	N 生活関連サービ ス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		26 生産用機械器具製造業		79	その他の生活関連サービス業
		27 業務用機械器具製造業		80	娯楽業
		28 電子部品・デバイス・電子回路 製造業	O 教育、学習支援 業	81	学校教育
		29 電気機械器具製造業		82	その他の教育、学習支援業
		30 情報通信機械器具製造業	P 医療、福祉	83	医療業
		31 輸送用機械器具製造業		84	保健衛生
		32 その他の製造業		85	社会保険・社会福祉・介護事業
F	電気・ガス・ 熱供給・水道業	33 電気業	Q 複合サービス事 業	86	郵便局
		34 ガス業		87	協同組合(他に分類されないもの)
		35 熱供給業	R サービス業(他 に分類されない もの)	88	廃棄物処理業
		36 水道業		89	自動車整備業
G	情報通信業	37 通信業		90	機械等修理業(別掲を除く)
		38 放送業		91	職業紹介・労働者派遣業
		39 情報サービス業		92	その他の事業サービス業
		40 インターネット附随サービス業		93	政治・経済・文化団体
		41 映像・音声・文字情報制作業		94	宗教
				95	その他のサービス業
				96	外国公務
H	運輸業、郵便業	42 鉄道業	S 公務(他に分類 されるものを除 く)	97	国家公務
		43 道路旅客運送業		98	地方公務
		44 道路貨物運送業	T 分類不能の産 業		
		45 水運業		99	分類不能の産業
		46 航空運輸業			
		47 倉庫業			
		48 運輸に附帯するサービス業			
		49 郵便業(信書便事業を含む)			
I	卸売業、小 売業	50 各種商品卸売業			
		51 繊維・衣服等卸売業			
		52 飲食料品卸売業			

7. エネルギー使用合理化事業者 支援補助金 交付規程(抜粋)



エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程(抜粋)

平成23年4月1日
SII-23A-規程-001

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が行う経済産業省からのエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付要綱(平成23・03・24財資第6号。以下「要綱」という。)第3条に基づくエネルギー使用合理化事業者支援補助金(以下「補助金」という。)の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 SIIが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)並びに要綱に定めるところによるほか、この規定に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 SIIは、エネルギー使用合理化事業者支援事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてSIIが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

(補助率)

第4条 補助事業に係る補助率は、補助対象経費の合計額の3分1以内とする。ただし、SIIが認める複数事業者がエネルギー等の相互融通により省エネルギーを行う先端的設備・技術を導入する事業については、2分の1以内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとするもの(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書にSIIが定める書類を添付して、SIIが別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 SIIは、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、SIIは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 SIIは、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

3 SIIは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 SIIは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、SIIに報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第9条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめSIIの承認を受けるべきこと。

- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかにSIIに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、SIIが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、SIIの指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、SIIが第16条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、SIIが第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (9) 補助事業者は、SIIが第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、SIIが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめSIIの承認を受けるべきこと。
- (12) 補助事業者は、第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、SIIの請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、SIIの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取り下げ届出書をSIIに提出しなければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上、競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (7) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - (4) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
 - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 SIIは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容及び適正であると認め、これを承認したときは、

その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

- 3 SIIは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をSIIの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 SIIが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がSIIに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、SIIは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がSIIに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1)SIIは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2)債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3)SIIは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、SIIが行う弁済の効力は、SIIが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をSIIに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第13条 補助事業者は、SIIが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をSIIが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するSIIの会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書をSIIに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業がSIIの会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月10日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書をSIIに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 SIIは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

- 第16条 SIIは、第14条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 SIIは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、そのを超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 SIIは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納期日
- 5 SIIは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。
- 6 SIIは、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第17条 SIIは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算(概算)払請求書をSIIに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 SIIは、第10条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくSIIの処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 SIIは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 4 SIIは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 SIIは、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、

当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

- 6 第16条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第16条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第12」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第19条 SIIは、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- 2 SIIは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 SIIは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第21条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第12条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

- 3 SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による補助事業財産処分承認申請書をSIIに提出して承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

第23条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常のその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間SIIの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第24条 SIIは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または

知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びSIIが業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、SIIが別にこれを定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

————— 公募に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ
TEL:03-5565-4463

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。

